

# 所得税の還付申告は1月25日から

町では、平成21年分所得税の還付申告を1月25日(月)から受け付けます。

年末調整を受けたサラリーマンでも医療費控除などの申告をしないと、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。該当する人は必要書類などを持参して申告してください。

- 受付時間／9時から17時
- 受付場所／役場税財政課係

(釧路税務署では1月4日(月)から還付申告を受け付けます)  
なお確定申告については2月16日(火)から3月15日(月)までの受け付けですが、この期間は非常に込み合いますので、還付申告は早めに済ませましょう。

## 次のような場合に所得税が還付されます

### 【医療費控除】

病気やけがにより支払った医療費から保険金などで補てんされる金額(健康保険の高額医療費の支給金や生命保険契約の入院給付など)を差し引いた金額が、10万円または所得金額の5%のうち、どちらか少ない額を超えて支払った場合

### 【住宅借入金等特別控除】

住宅ローンなどを利用して家屋の新築・購入(その家屋の敷地を同時に購入した場合も含みます)、または増改築などをして平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、一定の要件に該当する場合

### 【退職者】

年の途中で退職したり、2カ所以上で働いていた人が年末調整を受けず、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合

### 【寄附金控除】

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに『特定寄附金』を5千円を超えて支出した場合

### 申告に必要な書類など

印鑑、源泉徴収票、生命保険・国民年金保険料・個人年金保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・任意継続社会保険料・介護保険料の領収書、還付金振込先の金融機関・支店・口座番号(本人名義)がわかるもの

そのほか、控除の区分により次の書類が必要です。

▽医療費控除 医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額のわかるもの

▽住宅借入金等特別控除 住民票、家屋の登記事項証明書(家屋の敷地を同時に取得している場合はその敷地の登記事項証明書も必要、請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書)

※増改築または中古住宅の購入の場合には必要な書類が異なる場合もありますので、担当係にお問い合わせください。

▽寄附金控除 寄附をした団体等からの受領書、寄附をした団体等が寄附金控除の該当団体であることの証明書等の写しなど、寄附金により必要な書類が異なりますので担当係にお問い合わせください。

●問い合わせ／課税係 ☎内線 135 ～ 139



また、ごみの分別方法がわからない場合は、お気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ／廃棄物対策係 ☎内線 252 ～ 253

### 登記事項の住所変更はお済みですか

町では平成14年から21年にかけてトライベツ・若松・糸魚沢・尾幌・上尾幌・苦多・沖万別・太田宏陽・太田南・門静・乙幌・大別・片無去・光栄・白浜・宮園・真栄・港町・住の江・山の手・奔渡・有明・筑紫恋・湾月・若竹・松葉・梅香などの土地の名称と地番変更を実施しました。

住所が変わった人で、土地や建物などの不動産を所有している場合は、釧路地方支務局へ登記事項の所有者住所の変更登記申請が必要です。

まだ住所変更の手続きが済んでいない人は、必要ときに手続きをしてください。(期限はありません)

## 今月の税の納期

# 1月25日(月)までに必ず納めましょう

当日は夜間窓口を開いていますのでご利用ください。納税には便利な口座振替をお勧めします。



- 国民健康保険税(普通徴収) 第7期
- 介護保険料(普通徴収) 第7期
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第7期
- 夜間窓口／1月25日(月)17時15分～20時 役場税財政課窓口
- 問い合わせ／納税係 ☎内線 140 ～ 144

## 10月の状況

ごみの種類	ごみ量(kg)	前月比(%)	前年同月比(%)
燃やせるごみ	263,505	3.9	△8.5
燃やせないごみ	20,422	23.8	△32.7
資源となるごみ	73,703	3.5	0.8
粗大ごみ	17,820	4.5	△41.8
有害なごみ	450	△8.2	△39.2
計	375,900	4.8	△11.1
資源化された量	69,533	1.9	10.5

※資源化率 18.50%(全収集量のうち、資源化された割合)

## 保健

### 特定健康診査、生活習慣病・各種がん検診を行います

町では、次の日程で特定健康診査、生活習慣病検診と各種がん検診を行います。

●対象者 日頃の健康管理の目安となり、あわせて生活習慣病の予防となります。また、がん検診は1年に1度受けることが望ましいため、この機会にぜひ検診を受けるようにしましょう。

受診を希望する人は事前に予約をしてください。また、生活保護世帯の人はすべての検診が無料になります。

▽特定健康診査／40～74歳の国民健康保険加入者

▽生活習慣病検診／75歳以上の、生活保護受給者、年度内に健康保険の異動がある人

▽各種がん検診／40歳以上の

## 税

### 所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった人の申告が今年から不要になります

平成19年から税源移譲によって、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

昨年までは、年末調整を行った人および確定申告をした人に関わらず、所得税から引ききれなかった額がある人は申告が必要でしたが、特別な場合(山林所得・退職所得があり、旧制度の控除額が大きい場合など)を除き、住宅ローン控除における平成22年度住民税(平成21年分所得)の申告が不要になります。

●問い合わせ／課税係 ☎内線 135 ～ 139

## 暮らし

### ごみを出すときは必ず透明・半透明の袋で

ごみが依然としてダンボールに入れて出されています。ごみは必ず、透明または半透明の袋に入れて出しましょう。また、ダンボールは、たたんで十文字に縛ってから資源となるごみに出しましょう。

●申し込み・問い合わせ／健康づくり係 ☎53-3333

■生活習慣病検診・特定健康診査、胃・肺・大腸がん検診				
	定員	検診の種類・会場		
		胃がん	肺がん	大腸がん
2月	6日(土) 計60人	社会福祉センター(受付:7時、8時、9時)		
	7日(日) 計120人	保健福祉総合センター(受付:7時、8時、9時)		
料金	40～74歳の国民健康保険加入者	1500円	400円	700円
	40歳以上			1000円
	75歳以上		無料	1割負担※
申込期間		1月12日(火)～20日(水)(定員になり次第締め切り)		

※1割負担については、実施した検査内容に応じた1割負担となります。(目安として500円程度です)

## 福祉

### 視覚障がいのある人へ声の広報だよりを発行しています

町では、文字による情報入手が困難な障がいのある人に、広報あつけし、議会だよりの内容を吹き込んだテープまたはCDを作成し発行しています。利用を希望する人はご相談ください。